

## 錦江町農業委員会 3月総会議事録

- 開催日時 平成31年3月25日(月) 午後1時30分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員 (農業委員15人、農地利用最適化推進委員9人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一麿
委員	3番	鍋 康博
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	安水 純一
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

### 農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

- 事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第43号 農地法第5条許可申請について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より平成31年3月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に14番 本釜委員と15番 平原委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	<p>只今の会務報告について、質問等はありませんか。</p>
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第43号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第43号について説明いたします。</p> <p>受付番号5号は、一般住宅建設のための申請となっています。</p> <p>申請者は、O・Kさん、K自治会在住の方と、N・Kさん、M自治会在住の方との連名による申請となっています。</p> <p>申請地は、城元字今町ノ上985番1、地目は田、地積は1,310㎡のうち500㎡となっています。4頁から8頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、4番 鳥越委員です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を4番 鳥越委員お願いします。</p>
4 番 鳥越委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>3月19日に本釜委員、事務局2人、私と4人で現地の方を調査しました。ここはちょうど錦江中のテニスコートの裏になります。周りは隣接する水田も</p>

	無く都市計画内でもあり、3種農地でもあるということでもあり、何ら問題は無いかと思いますのでご検討をよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
1 番 宿利原委員	両名ということですがけれども。
4 番 鳥越委員	これはN・Kという方の持ち物で、O君が買うということで、宅地の値段と いうことで〇〇万円ということでした。
議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第43号を採決します。 お諮りします。 議案第43号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第43号については、原案のとおり決定しました。
議 長	ここで、〇〇推進委員の退室を求めます。 「〇〇推進委員 退室」
議 長	次に、議案第44号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による 農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを議題と します。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第44号について説明いたします。 先ず、受付番号9号の譲渡人はY・Yさん、Y自治会在住の方です。 申請地は神川字黒瀬6454番5、地目は畑、地積は859㎡と、 神川字黒瀬6454番6、地目は畑、地積は1,076㎡で、2筆の合計 は1,935㎡となっています。

	<p>次の受付番号10号の譲渡人はK・Yさん、U自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字黒瀬6454番3、地目は畑、地積は1,690㎡となっています。</p> <p>受付番号9号、10号の譲受人はT・Mさん、U自治会在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>T・Mさんの経営状況は、世帯員5名、労働力3名、自作地39,851㎡、小作地55,396㎡で、大根、甘藷、高菜を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況はトラクター3台、トラック2台、軽トラック・ハーベスター各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、13番 宿利原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を13番 宿利原委員お願いします。</p>
13番 宿利原委員	<p>この物件は先月あっせんに出ていた物件で、永年、Tさんが借地として借りていたんですが、Yさんが売りたいということでこうなっています。皆さんご承知のとおりT・Mさんは推進委員でもありまして、サツマイモを中心に大変大きな経営をしております。ご審議の程をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
15番 平原委員	<p>値段は。</p>
事務局	<p>Y・Yさんの方が2筆で〇〇万円。K・Yさんの方が〇〇万円となっています。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第44号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第44号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第44号については、原案のとおり決定しました。
議 長	ここで、〇〇推進委員の入室を求めます。 「〇〇推進委員 入室」
議 長	次に、議案第45号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは議案第45号について説明します。</p> <p>まず、受付番号482号、483号の貸し人はH・Kさん、K市在住の方です。申請地は482号が田代麓字前田881番1、地目は田、地積は747㎡、483号が田代麓字前田887番2、地目は田、地積は1,051㎡で、2筆の合計は1,798㎡となっています。貸付期間は平成31年3月26日から平成36年12月14日までで、小作料金は、482号が2,000円、483号が2,700円となっています。</p> <p>借り人はH・Hさん、M自治会在住の方です。</p> <p>H・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地10,142㎡、小作地45,158㎡で、露地野菜、WCSを主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、乾燥機3台、コンバイン・タイヤショベル・ホークリフト各1台となっています。</p> <p>次の受付番号484号の貸し人はS・Kさん、N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代麓字中村ノ下3092番、地目は田、地積は1,968㎡となっています。貸付期間は平成31年3月26日から平成41年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。</p> <p>借り人はA・Sさん、U自治会在住の方です。A・Sさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地3,007㎡、小作地9,269㎡で、水稻を主体とした経営をされています。農業従事日数は210日で、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック各1台、乾燥機3台となっています。</p> <p>次の受付番号485号、486号の貸し人は、484号と同じくS・Kさんです。申請地は485号が田代麓字御手洗130番1、地目は田、地積は326㎡、486号が田代麓字御手洗131番、地目は田、地積は1,001㎡</p>

で、2筆の合計は1, 327㎡となっています。貸付期間は平成31年3月26日から平成41年12月14日までで、小作料金は、全部で6,500円となっています。

借り人はS・Mさん、N自治会在住の方です。S・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、小作地20,352㎡で、養鶏、水稻、飼料用米を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、ハーベスター、田植機、バインダー、動噴各1台となっています。

次の受付番号487号から490号までの貸し人は、N・Kさん、N自治会在住の方です。申請地は、487号が田代麓字原田2993番、地目は田、地積は501㎡、488号が田代麓字原田2994番、地目は田、地積は744㎡、489号が田代麓字原田2995番1、地目は田、地積は1,243㎡、490号が田代麓字原田2996番、地目は田、地積は1,566㎡で、4筆の合計は4,054㎡となっています。貸付期間は平成31年3月26日から平成34年12月14日までで、小作料金は、全部で19,000円となっています。

借り人はK・Yさん、N自治会在住の方です。K・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2名で400日、自作地1,076㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、芋掘り機、ツル切り機各1台となっています。

受付番号482号から490号までの担当調査員は、3番 鍋委員です。

次の受付番号491号の貸し人はH・Nさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字門田1599番1、地目は田、地積は1,838㎡となっています。貸付期間は平成31年3月26日から平成34年12月14日までで、小作料金は10a当たり5,000円となっています。

借り人はS・Kさん、S自治会在住の方です。

S・Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者3名、雇用が8名で300日、自作地47,687㎡、小作地147,978㎡で、茶、甘藷を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、ハーベスター、トラック各1台となっています。

この件の担当調査員は、11番 毛下委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。

先ず、受付番号482号から490号までについて、3番 鍋委員お願いいたします。

<p>3 番 鍋 委員</p>	<p>はい。それでは説明をいたします。</p> <p>最初の482、483号ですが、これらは継続の案件ですので何ら問題は無いと思います。因みにHさんは、この田代の地区では飼料用米の作付をされておられます。次に484から486号についてですが、これは先月あっせんが上がってものです。Sさんと話をしましたところ、売買じゃなくとも賃貸借でも構わないとのことでしたので、貸し借りの方向で進めました。4848号の中村ノ下の場所ですが、南部開発で造成されました中村上原団地の取り付け道路入り口付近で、N集落の一端にあります。485、486の御手洗の場所は、田代中央運動公園横を流れている長谷川を上流へ向かって5・600m遡った所で、昇陽団地入口付近になります。借り手のS・Sさんは米専業農家で自ら乾燥機も備えて取り組んでおられます。もう一人のS・Mさんは、地鶏800羽を飼育されておられ、また、米の販売も独自ルートで開発され頑張っておられます。両名とも錦江町の定める要件はクリアされていると認められます。最後に487から490号ですが、場所は役場田代支所庁舎の横に公用車車庫、その裏に職員用駐車場がありますが、この駐車場に隣接している所の農地になります。この案件は今までK・Yさんが代表の株式会社Mとの契約でしたが、農業分野からの撤退の方向であるということで、この度個人との契約に変更となったものです。ですので新規というより、継続の案件に等しいものです。現地等を確認しましたが、現在ビニールハウスの撤去の作業の途中の状態でした。今後はしっかり管理されるものと思われます。以上で終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号491号について、11番 毛下委員お願いいたします。</p>
<p>11番 毛下委員</p>	<p>はい。報告します。この田は場所は田代麓I自治会のT商店の向かい側の田で、今まで利用権は結んでいたんですが、29年の12月で切れていましたので、再度利用権を結んで頂いたところでした。借り人のS・Kさんは認定農業者ですので、もう皆さん重々分かっていると思いますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
<p>9 番 元丸委員</p>	<p>この484号の借り人のA・Sさんは、自分の物は荒らしていないですか。</p>
<p>3 番 鍋 委員</p>	<p>ちょっと分からないです。</p>

議 長	他にありませんか。
折小野 推進委員	このK・Y君は法人を止めたんですか。
3 番 鍋 委員	法人は未だ止めてはいないです。
事務局	法人の方は休業とされるみたいです。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第45号を採決します。 お諮りします。 議案第45号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第45号については、原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、平成31年3月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

14番

15番

議事録調整者 窪 和人